

【 資 料 編 】

- 【資料1】 鈴鹿市が所有する公共建築物の耐震性能リスト
- 【資料2】 地震時に通行を確保すべき道路 路線一覧・路線図
- 【資料3】 戦後に発生した大規模地震と耐震基準の改正の経緯
- 【資料4】 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）
- 【資料5】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）
- 【資料6】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
(国土交通省告示)

【資料1】

鈴鹿市が所有する公共建築物の耐震性能リスト

令和3年3月

鈴鹿市

鈴鹿市が所有する公共建築物の耐震性能リストの解説

令和2年度末現在の本市が所有する公共建築物のうち、下記の①から⑤に該当するものを対象建築物とし、その耐震化の現状を示すとともに、鈴鹿市公共施設等総合管理計画（平成27年12月）における施設の管理方針と整合を図りながら、防災上の重要度に応じて計画的に耐震化を図ります。

- ① 延床面積が200㎡を超えるもの ② 木造以外の建築物で2階建て以上のもの ③ 鈴鹿市地域防災計画に指定された避難施設 ④ 災害応急対策の拠点となる施設（地区市民センターを含む） ⑤ 市営住宅

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画位置付け	場所(町名)	竣工年度	建物構造・規模			耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考	
	棟名		施設別	棟別				構造	階数地上	階数地下	延床面積(㎡)	実施状況	補強の必要性	実施(予定)年度	実施状況	実施方法	実施(予定)年度		目標年度
34	郡山公民館		A	I	収容避難所	郡山町	H10	S	1	—	350	不要	—	—	—	—	—	—	
63	教育関係倉庫	倉庫	C	II	—	三宅町	不明	RC	1	—	373	未実施	不明	未定	未実施	未定	未定	H32	

施設名、棟名は、呼称の場合もあります。

鈴鹿市地域防災計画に指定された収容避難所、緊急避難所、津波避難ビルに該当するかどうかを記載しています。

【H】 平成
【S】 昭和
【不明】 昭和56年以前に建てられた建築物で竣工年度が不明なもの

耐震診断の実施状況を記載しています。なお、新耐震基準の建築物であっても、建築物の形態等により耐震性が不十分な場合は耐震診断を実施しています。
【不要】 新耐震基準の建築物のため、耐震診断が不要の建築物
【実施済】 耐震診断を実施した建築物
【未実施】 旧耐震基準の建築物で、耐震診断が未実施の建築物

耐震診断により、耐震補強の必要性の判定結果を記載しています。
【不要】 耐震診断の結果、耐震補強の必要のない建築物
【必要】 耐震診断の結果、耐震補強が必要な建築物
【未定】 耐震診断を実施していない建築物

の建築物
平成27年度末現在で、耐震化対策が未実施の建築物9棟を記載しています。

【RC】 鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造
【PC】 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造
【CB】 補強コンクリートブロック造
【S】 鉄骨造(重量鉄骨造、軽量鉄骨造)
【SRC】 鉄骨鉄筋コンクリート造
【W】 木造
【その他】 上記以外の構造

防災上の重要度による対象建築物の分類				耐震化対策実施目標年度 (耐震補強・除却・廃止・売却等)	(単位:棟)		計	耐震化率
用途分類(施設別)	重要度による分類(棟別)		耐震性なし		耐震性あり			
A	社会福祉施設、鈴鹿市地域防災計画に指定された避難施設、災害応急対策の拠点となる施設	I	防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	令和7年度末に耐震化率100%をめざします。	1	254	255	99.6%
		II	I以外の建築物(付属建築物等)		0	12		
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性があるA以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物		0	40	40	100.0%
		II	I以外の建築物(付属建築物等)		0	0		
C	A, B以外の施設	I	利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	令和7年度末に耐震化率100%をめざします。	2	168	170	98.8%
		II	I以外の建築物(付属建築物等)		1	32		
計					4	506	510	99.2%

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
1	鈴鹿市役所	本館	A	I	—	神戸一丁目	H17	S	15	1	26,997	不要	—	—	—	—	—	—	—
2	鈴鹿市役所	西館	A	I	—	神戸一丁目	S53	RC	3	1	2,399	実施済	必要	H10	実施済	補強	H11	—	—
3	鈴鹿市役所	別館第3	A	I	—	神戸一丁目	H3	S	2	—	1,466	不要	—	—	—	—	—	—	—
4	鈴鹿市役所	立体駐車場	A	II	—	神戸一丁目	H14	S	3	—	4,396	不要	—	—	—	—	—	—	—
5	鈴鹿市役所	詰所・倉庫・車庫	A	II	—	神戸一丁目	H3	S	2	—	691	不要	—	—	—	—	—	—	—
6	合川地区市民センター		A	I	—	三宅町	S49	RC	1	—	104	実施済	不要	H24	—	—	—	—	—
7	一ノ宮地区市民センター		A	I	—	池田町	S56	RC	1	—	126	不要	—	—	—	—	—	—	—
8	河曲地区市民センター		A	I	—	十宮町	H3	RC	1	—	124	不要	—	—	—	—	—	—	—
9	白子地区市民センター		A	I	—	白子駅前	H10	S	2	—	410	不要	—	—	—	—	—	—	—
10	天名地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	御園町	S52	RC	2	—	375	実施済	不要	H16	—	—	—	—	—
11	飯野地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	西條町	S56	RC	1	—	383	不要	—	—	—	—	—	—	—
12	石薬師地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	石薬師町	S52	RC	2	—	404	実施済	必要	H16	実施済	補強	H20	—	—
13	井田川地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	西富田町	S54	RC	1	—	347	実施済	不要	H16	—	—	—	—	—
14	稲生地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	稲生塩屋三丁目	H21	S	1	—	550	不要	—	—	—	—	—	—	—
15	加佐登地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	高塚町	S55	RC	1	—	399	実施済	不要	H20	—	—	—	—	—
16	久間田地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	下大久保町	S54	RC	2	—	363	実施済	必要	H16	実施済	補強	H19	—	—
17	国府地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	国府町	S55	RC	1	—	380	実施済	不要	H16	—	—	—	—	—
18	栄地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	五祝町	H28	S	1	—	538	不要	—	—	—	—	—	—	—
19	庄内地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	東庄内町	S59	RC	1	—	371	不要	—	—	—	—	—	—	—
20	庄野地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	庄野町	S60	RC	1	—	378	不要	—	—	—	—	—	—	—
21	玉垣地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	北玉垣町	H17	S	2	—	775	不要	—	—	—	—	—	—	—
22	椿地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	山本町	S50	RC	1	—	388	実施済	不要	H16	—	—	—	—	—
23	深伊沢地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	深溝町	S54	RC	1	—	369	実施済	不要	H16	—	—	—	—	—
24	牧田地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	平田東町	R1	RC	1	—	567	不要	—	—	—	—	—	—	—
25	箕田地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	中箕田町	H14	S	1	—	500	不要	—	—	—	—	—	—	—
26	鈴峰地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	伊船町	S57	RC	1	—	403	不要	—	—	—	—	—	—	—
27	若松地区市民センター・公民館		A	I	收容避難所	若松中二丁目	H21	S	1	—	539	不要	—	—	—	—	—	—	—
28	合川公民館		A	I	收容避難所	三宅町	S54	RC	1	—	343	実施済	必要	H16	実施済	補強	H22	—	—

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名		施設 別	棟別				構造	階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度	
29	旭が丘公民館		A	I	収容避難所	中旭が丘三丁目	S53	RC	1	—	361	実施済	不要	H16	—	—	—	—	
30	愛宕公民館		A	I	収容避難所	東江島町	H6	RC	2	—	351	不要	—	—	—	—	—	—	
31	一ノ宮公民館		A	I	収容避難所	一ノ宮町	H9	RC	1	—	350	不要	—	—	—	—	—	—	
32	河曲公民館		A	I	収容避難所	河田町	S51	RC	2	—	330	実施済	不要	H16	—	—	—	—	
33	神戸公民館		A	I	収容避難所	神戸二丁目	S49	RC	2	—	334	実施済	必要	H16	実施済	庇補強	H17	—	
34	郡山公民館		A	I	収容避難所	郡山町	H10	S	1	—	350	不要	—	—	—	—	—	—	
35	白子公民館		A	I	収容避難所	江島本町	S63	RC	2	—	482	不要	—	—	—	—	—	—	
36	住吉公民館		A	I	収容避難所	住吉一丁目	S58	RC	1	—	331	不要	—	—	—	—	—	—	
37	清和公民館		A	I	収容避難所	算所五丁目	H13	S	1	—	390	不要	—	—	—	—	—	—	
38	鼓ヶ浦公民館		A	I	収容避難所	寺家一丁目	H2	RC	1	—	345	不要	—	—	—	—	—	—	
39	長太公民館		A	I	収容避難所	北長太町	S61	RC	1	—	340	不要	—	—	—	—	—	—	
40	鈴鹿市ふれあいセンター	学習会館	A	I	収容避難所	南玉垣町	H5	RC	2	—	614	不要	—	—	—	—	—	—	
41	鈴鹿市ふれあいセンター	ホール	A	I	収容避難所	南玉垣町	H8	RC	1	—	726	不要	—	—	—	—	—	—	
42	合川コミュニティセンター		A	I	収容避難所	長法寺町	H3	RC	2	—	305	不要	—	—	—	—	—	—	
43	神戸コミュニティセンター		A	I	収容避難所	神戸九丁目	S61	RC	2	—	297	不要	—	—	—	—	—	—	
44	白子コミュニティセンター		A	I	収容避難所	江島本町	S58	RC	2	—	297	不要	—	—	—	—	—	—	
45	牧田コミュニティセンター		A	I	収容避難所	平田東町	H6	RC	2	—	572	不要	—	—	—	—	—	—	
46	旧白子出張所		C	I	—	白子一丁目	S40	RC	2	—	223	未実施	不明	未定	未実施	未定	未定	H32	
47	男女共同参画センター	神戸再開発ビル(ムーブル)	B	I	—	神戸二丁目	H14	RC	3	—	1,007	不要	—	—	—	—	—	—	
48	一ノ宮市民館		A	I	収容避難所	一ノ宮町	S51	RC	2	—	510	実施済	不要	H22	—	—	—	—	
49	一ノ宮市民館	福祉棟	A	I	収容避難所	一ノ宮町	H18	S	1	—	109	不要	—	—	—	—	—	—	
50	一ノ宮団地隣保館		A	I	収容避難所	一ノ宮町	S54	RC	2	—	294	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
51	一ノ宮団地児童センター		B	I	—	一ノ宮町	S54	RC	1	—	307	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
52	玉垣会館		A	I	収容避難所	東玉垣町	S51	RC	1	—	266	実施済	不要	H10	—	—	—	—	
53	玉垣会館	福祉棟	A	I	収容避難所	東玉垣町	H12	S	1	—	359	不要	—	—	—	—	—	—	
54	玉垣児童センター	児童センター	B	I	—	東玉垣町	S58	RC	1	—	318	不要	—	—	—	—	—	—	
55	東玉垣町第二自治会集会所		A	I	緊急避難所	東玉垣町	S63	S	1	—	39	不要	—	—	—	—	—	—	
56	希望ヶ丘集会所		A	I	緊急避難所	稲生町	S61	W	1	—	99	不要	—	—	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名		施設 別	棟別				構造	階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度	
57	河川防災センター		A	I	—	庄野町	H14	RC	2	—	655	不要	—	—	—	—	—	—	
58	白子駅東自転車駐車場		C	I	—	白子本町	H7	S	2	—	426	不要	—	—	—	—	—	—	
59	白子駅西自転車駐車場		A	I	津波避難ビル	白子駅前	H26	S	2	—	545	不要	—	—	—	—	—	—	
60	鈴鹿市民会館		A	I	収容避難所	神戸一丁目	S43	RC	3	—	4,724	実施済	必要	H10	実施済	補強	H12	—	
61	鈴鹿市文化会館		A	I	収容避難所	飯野寺家町	S62	SRC	3	—	5,821	不要	—	—	—	—	—	—	
62	佐佐木信綱記念館	資料館	B	I	—	石薬師町	S60	RC	2	—	336	不要	—	—	—	—	—	—	
63	庄野宿資料館	主屋	C	I	—	庄野町	不明	W	2	—	402	未実施	不明	未定	未実施	未定	未定	H32	
64	教育関係倉庫	倉庫	C	II	—	三宅町	不明	RC	1	—	373	未実施	不明	未定	未実施	未定	未定	H32	
65	考古博物館		B	I	—	国分町	H9	RC	3	—	2,642	不要	—	—	—	—	—	—	
66	鈴鹿市立図書館		B	I	—	飯野寺家町	S55	RC	3	—	2,825	実施済	不要	H16	—	—	—	—	
67	鈴鹿市立図書館江島分館		B	I	—	中江島町	H5	RC	2	—	510	不要	—	—	—	—	—	—	
68	AGF鈴鹿体育館	主体育館	A	I	収容避難所	江島台一丁目	S47	RC	2	—	8,156	実施済	必要	H9	実施済	補強	H12	—	
69	AGF鈴鹿体育館	副体育館	A	I	収容避難所	江島台一丁目	S47	RC	2	—	1,009	実施済	必要	H9	実施済	補強	H12	—	
70	武道館		A	I	収容避難所	江島台二丁目	S62	RC	2	—	3,797	不要	—	—	—	—	—	—	
71	西部体育館		A	I	収容避難所	長澤町	S53	RC	2	—	1,639	実施済	必要	H11	実施済	補強	H11	—	
72	AGF鈴鹿陸上競技場スタンド		B	I	—	桜島町七丁目	S56	RC	2	—	1,311	不要	—	—	—	—	—	—	
73	石垣池公園運動施設管理事務所		C	I	—	桜島町七丁目	H3	RC	1	—	258	不要	—	—	—	—	—	—	
74	石垣池公園市民プール	管理棟	C	I	—	桜島町七丁目	S57	RC	1	—	375	不要	—	—	—	—	—	—	
75	斎苑		C	I	—	地子町	S59	RC	2	—	1,781	不要	—	—	—	—	—	—	
76	旧鈴鹿亀山地区伝染病隔離病舎	事務所	B	I	—	安塚町	H4	RC	2	—	338	不要	—	—	—	—	—	—	
77	地子町会議所		A	I	緊急避難所	地子町	S59	RC	1	—	134	不要	—	—	—	—	—	—	
78	環境センター		C	I	—	神戸九丁目	S52	RC	3	—	389	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
79	長法寺集会所		A	I	緊急避難所	長法寺町	S48	PC	1	—	141	実施済	不要	H20	—	—	—	—	
80	八野集会所		A	I	緊急避難所	八野町	S49	PC	1	—	141	実施済	不要	H20	—	—	—	—	
81	深谷処理場	管理棟	C	I	—	八野町	H6	S	2	—	328	不要	—	—	—	—	—	—	
82	クリーンセンター	管理棟・処理棟	C	I	—	上野町	S63	RC	3	1	12,852	不要	—	—	—	—	—	—	
83	清掃センター	焼却施設(改築部)	C	I	—	御菌町	S60	RC	4	1	4,717	不要	—	—	—	—	—	—	
84	清掃センター	焼却施設(増築部)	C	I	—	御菌町	H15	RC	4	1	6,556	不要	—	—	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名		施設 別	棟別				構造	階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度	
113	白子幼稚園	幼稚園	B	I	—	白子一丁目	S61	RC	1	—	628	不要	—	—	—	—	—	—	
114	玉垣幼稚園	幼稚園	B	I	—	北玉垣町	S62	RC	1	—	459	不要	—	—	—	—	—	—	
115	椿幼稚園	幼稚園	C	II	—	山本町	S54	RC	1	—	249	実施済	不要	H14	—	—	—	—	
116	箕田幼稚園	幼稚園	B	I	—	南堀江一丁目	H2	RC	1	—	356	不要	—	—	—	—	—	—	
117	天名小学校区放課後児童クラブ	ピース天名	B	I	—	御菌町	S63	W	1	—	233	不要	—	—	—	—	—	—	
118	井田川小学校区放課後児童クラブ	井田川っ子	B	I	—	和泉町	S55	RC	1	—	253	実施済	不要	H14	—	—	—	—	
119	庄内小学校区放課後児童クラブ	たけっこクラブ	B	I	—	東庄内町	S51	S	1	—	282	実施済	必要	H15	実施済	補強	H17	—	
120	庄野小学校区放課後児童クラブ	コスモス	B	I	—	庄野東二丁目	S49	W	1	—	347	実施済	必要	H15	実施済	補強	H15	—	
121	若松小学校区放課後児童クラブ	はまゆう	B	I	—	若松中一丁目	S52	W	1	—	354	実施済	必要	H15	実施済	補強	H15	—	
122	子育て応援館はぐはぐ		A	I	收容避難所 津波避難ビル	白子駅前	S47	RC	2	—	1,043	実施済	不要	H10	—	—	—	—	
123	子育て支援センターりんりん		B	I	—	御菌町	H16	RC	1	—	515	不要	—	—	—	—	—	—	
124	ベルホーム	(旧)けやきホーム	A	I	—	江島町	H2	S	1	—	339	不要	—	—	—	—	—	—	
125	ベルホーム	(旧)さつきホーム	A	I	—	江島町	H10	S	1	—	497	不要	—	—	—	—	—	—	
126	すずのね	ステップワークすずのね	A	I	—	河田町	H17	S	1	—	437	不要	—	—	—	—	—	—	
127	第一療育センター		A	I	—	西条五丁目	H4	RC	1	—	473	不要	—	—	—	—	—	—	
128	第二療育センター		A	I	—	岡田町	H2	RC	1	—	347	不要	—	—	—	—	—	—	
129	保健センター		A	I	—	西条五丁目	H4	RC	2	—	2,372	不要	—	—	—	—	—	—	
130	応急診療所		A	I	—	西条五丁目	H19	S	1	—	301	不要	—	—	—	—	—	—	
131	労働福祉会館		A	I	收容避難所	神戸地子町	S50	RC	3	—	1,383	実施済	不要	H11	—	—	—	—	
132	鈴鹿市伝統産業会館		B	I	—	寺家三丁目	S57	RC	1	—	536	不要	—	—	—	—	—	—	
133	一ノ宮共同作業場		C	I	—	高岡町	S54	S	2	—	659	実施済	必要	H18	実施済	補強	H21	—	
134	一ノ宮共同作業場	増築部分	C	I	—	高岡町	H7	S	1	—	542	不要	—	—	—	—	—	—	
135	一ノ宮共同倉庫		C	II	—	一ノ宮町	S62	S	1	—	316	不要	—	—	—	—	—	—	
136	鈴鹿地域職業訓練センター		B	I	—	鈴鹿ハイツ	S59	RC	2	—	1,319	不要	—	—	—	—	—	—	
137	小岐須溪谷山の家		B	I	—	小岐須町	S57	W	2	—	243	不要	—	—	—	—	—	—	
138	東玉垣地区農業用倉庫	倉庫2	C	II	—	東玉垣町	H9	S	2	—	149	不要	—	—	—	—	—	—	
139	農村環境改善センター	研修棟	A	I	收容避難所	岸田町	S55	RC	1	—	946	実施済	不要	H18	—	—	—	—	
140	農村環境改善センター	体育室棟	A	I	收容避難所	岸田町	S55	RC	1	—	485	実施済	必要	H18	実施済	補強	H21	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考	
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度			
141	伊船・長澤地区浄化センター		C	II	—	伊船町	H18	RC	1	—	513	不要	—	—	—	—	—	—	—	
142	下大久保地区浄化センター		C	II	—	下大久保町	H12	RC	1	—	211	不要	—	—	—	—	—	—	—	
143	椿地区浄化センター		C	II	—	小岐須町	H19	RC	2	—	365	不要	—	—	—	—	—	—	—	
144	天栄地区浄化センター		C	II	—	五祝町	H15	RC	1	—	203	不要	—	—	—	—	—	—	—	
145	広瀬地区浄化センター		C	II	—	広瀬町	H14	RC	1	—	208	不要	—	—	—	—	—	—	—	
146	東庄内地区浄化センター		C	II	—	東庄内町	H19	RC	2	—	170	不要	—	—	—	—	—	—	—	
147	国府西地区浄化センター		C	II	—	国府町	H15	RC	1	—	221	不要	—	—	—	—	—	—	—	
148	旭が丘雨水調整池	管理棟	C	II	—	白子町	H9	RC	2	—	155	不要	—	—	—	—	—	—	—	
149	江島雨水ポンプ場		C	II	—	東江島町	S62	RC	4	1	3,607	不要	—	—	—	—	—	—	—	
150	小山雨水ポンプ場		C	II	—	寺家一丁目	H20	RC	3	1	1,393	不要	—	—	—	—	—	—	—	
151	南部汚水中継ポンプ場		C	II	—	白子町	H24	RC	1	2	854	不要	—	—	—	—	—	—	—	
152	鈴鹿フラワーパーク	管理棟	C	I	—	高塚町	H5	RC	1	—	236	不要	—	—	—	—	—	—	—	
153	桜の森公園	備蓄倉庫・管理棟	A	I	—	南玉垣町	S43	RC	1	—	550	実施済	不要	H23	—	—	—	—	—	
154	高岡土地区画整理組合浄化センター		C	II	—	高岡台五丁目	H4	RC	1	—	818	不要	—	—	—	—	—	—	—	
155	潮風の街磯山	A棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H13	RC	4	—	1,362	不要	—	—	—	—	—	—	—	
156	潮風の街磯山	B棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H14	RC	4	—	1,294	不要	—	—	—	—	—	—	—	
157	潮風の街磯山	C棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H16	RC	4	—	1,086	不要	—	—	—	—	—	—	—	
158	潮風の街磯山	D棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H17	RC	3	—	986	不要	—	—	—	—	—	—	—	
159	潮風の街磯山	E棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H17	RC	3	—	799	不要	—	—	—	—	—	—	—	
160	潮風の街磯山	F棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H18	RC	3	—	973	不要	—	—	—	—	—	—	—	
161	潮風の街磯山	G棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H19	RC	3	—	1,292	不要	—	—	—	—	—	—	—	
162	潮風の街磯山	H棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H19	RC	3	—	967	不要	—	—	—	—	—	—	—	
163	潮風の街磯山	I棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H20	RC	4	—	1,327	不要	—	—	—	—	—	—	—	
164	潮風の街磯山	J棟	A	I	津波避難ビル	東磯山二丁目	H20	RC	4	—	1,950	不要	—	—	—	—	—	—	—	
165	一ノ宮団地	A棟	C	I	—	一ノ宮町	S55	PC	4	—	1,966	実施済	不要	H9	—	—	—	—	—	
166	一ノ宮団地	B棟	C	I	—	一ノ宮町	S55	PC	4	—	892	実施済	不要	H9	—	—	—	—	—	
167	一ノ宮団地	C棟	C	I	—	一ノ宮町	S55	PC	4	—	892	実施済	不要	H9	—	—	—	—	—	
168	一ノ宮団地	D棟	C	I	—	一ノ宮町	S55	PC	4	—	1,967	実施済	不要	H9	—	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
169	一ノ宮団地	E棟	C	I	—	一ノ宮町	S56	PC	4	—	1,338	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
170	一ノ宮団地	F棟	C	I	—	一ノ宮町	S56	PC	4	—	1,967	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
171	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅1・2	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
172	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅3A・3B	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
173	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅5・6	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
174	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅7・8	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
175	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅9・10	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
176	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅11・12	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
177	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅13・14	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
178	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅15・16	C	I	—	一ノ宮町	S51	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
179	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅17・18	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
180	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅19・20	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
181	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅21・22	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
182	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅23・24	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
183	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅25・26	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
184	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅27・28	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
185	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅29・30	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	161	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
186	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅57・58	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
187	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅59・60	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
188	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅61・62	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
189	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅63・64	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
190	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅65・66	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
191	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅67・68	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
192	一ノ宮団地(改良・特目)	改良住宅69・70	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
193	一ノ宮団地(改良・特目)	特低072-1・2	C	I	—	一ノ宮町	H8	PC	2	—	150	不要	—	—	—	—	—	—	
194	一ノ宮団地(改良・特目)	特低072-3A・3B	C	I	—	一ノ宮町	H8	PC	2	—	150	不要	—	—	—	—	—	—	
195	一ノ宮団地(改良・特目)	特低082-1・2	C	I	—	一ノ宮町	H8	PC	2	—	150	不要	—	—	—	—	—	—	
196	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅31・32	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	2	—	166	実施済	不要	H13	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
197	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅33・34(老人向け)	C	I	—	一ノ宮町	S52	PC	1	—	93	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
198	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅35・36(老人向け)	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	1	—	93	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
199	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅37・38(老人向け)	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	1	—	93	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
200	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅39・40(老人向け)	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	1	—	93	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
201	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅41A・41B	C	I	—	高岡町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
202	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅43・44	C	I	—	高岡町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
203	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅45・46	C	I	—	高岡町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
204	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅47・48	C	I	—	一ノ宮町	S53	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
205	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅49・50	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
206	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅51・52	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
207	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅53・54	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
208	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	改良住宅55・56	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	2	—	151	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
209	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特低02-1・2	C	I	—	一ノ宮町	H2	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
210	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特低02-3A・3B	C	I	—	一ノ宮町	H2	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
211	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特低02-5・6	C	I	—	一ノ宮町	H2	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
212	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特低62-1・2	C	I	—	一ノ宮町	S62	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
213	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特低62-3A・3B	C	I	—	一ノ宮町	S62	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
214	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特目54-1・2	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	1	—	108	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
215	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特目54-3A・3B	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	1	—	108	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
216	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特目54-5・6	C	I	—	一ノ宮町	S54	PC	1	—	108	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
217	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特目58-1・2	C	I	—	一ノ宮町	S58	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
218	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特目59-1・2	C	I	—	一ノ宮町	S59	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
219	一ノ宮地区内団地(改良・特目)	特目61-1・2	C	I	—	一ノ宮町	S61	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	
220	岡田団地	A棟	C	I	—	岡田三丁目	S49	PC	4	—	1,884	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
221	岡田団地	B棟	C	I	—	岡田三丁目	S49	PC	4	—	1,319	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
222	岡田団地	C棟	C	I	—	岡田三丁目	S49	PC	4	—	1,413	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
223	岡田団地	D棟	C	I	—	岡田三丁目	S49	PC	4	—	1,413	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
224	岡田団地	E棟	C	I	—	岡田三丁目	S49	PC	4	—	1,413	実施済	不要	H8	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
225	岡田団地	F棟	C	I	—	岡田三丁目	S49	PC	4	—	880	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
226	岡田団地	G棟	C	I	—	岡田三丁目	S50	PC	4	—	1,413	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
227	岡田団地	H棟	C	I	—	岡田三丁目	S50	PC	4	—	1,413	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
228	岡田団地	I棟	C	I	—	岡田三丁目	S50	PC	4	—	1,319	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
229	岡田団地	集会所	A	I	緊急避難所	岡田三丁目	S49	PC	1	—	105	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
230	桜島団地	A棟	C	I	—	桜島五丁目	S57	PC	4	—	1,481	不要	—	—	—	—	—	—	
231	桜島団地	B棟	C	I	—	桜島五丁目	S58	PC	4	—	1,481	不要	—	—	—	—	—	—	
232	桜島団地	C棟	C	I	—	桜島五丁目	S60	PC	4	—	1,481	不要	—	—	—	—	—	—	
233	桜島団地	D棟	C	I	—	桜島五丁目	S60	PC	4	—	988	不要	—	—	—	—	—	—	
234	桜島団地	E棟	C	I	—	桜島五丁目	S62	PC	4	—	988	不要	—	—	—	—	—	—	
235	桜島団地	F棟	C	I	—	桜島五丁目	S62	PC	4	—	1,543	不要	—	—	—	—	—	—	
236	桜島団地	G・H棟	C	I	—	桜島五丁目	S62	PC	4	—	2,017	不要	—	—	—	—	—	—	
237	桜島団地	I棟	C	I	—	桜島五丁目	S63	PC	4	—	1,029	不要	—	—	—	—	—	—	
238	桜島団地	集会所	A	I	緊急避難所	桜島五丁目	S59	S	1	—	99	不要	—	—	—	—	—	—	
239	高岡山杜の郷	いちりんそう	C	I	—	高岡台四丁目	H5	RC	3	—	1,424	不要	—	—	—	—	—	—	
240	高岡山杜の郷	にりんそう	C	I	—	高岡台四丁目	H5	RC	3	—	1,424	不要	—	—	—	—	—	—	
241	高岡山杜の郷	さくらそう	C	I	—	高岡台四丁目	H6	RC	3	—	1,424	不要	—	—	—	—	—	—	
242	高岡山杜の郷	しゃくやく	C	I	—	高岡台四丁目	H6	RC	3	—	1,424	不要	—	—	—	—	—	—	
243	高岡山杜の郷	こすもす	C	I	—	高岡台四丁目	H7	RC	3	—	942	不要	—	—	—	—	—	—	
244	高岡山杜の郷	むくげ	C	I	—	高岡台四丁目	H7	RC	3	—	942	不要	—	—	—	—	—	—	
245	高岡山杜の郷	なのはな	C	I	—	高岡台四丁目	H8	RC	3	—	963	不要	—	—	—	—	—	—	
246	高岡山杜の郷	とけいそう	C	I	—	高岡台四丁目	H9	RC	3	—	939	不要	—	—	—	—	—	—	
247	鼓ヶ浦団地	39年度第1種簡易平屋建 510~513	C	I	—	寺家一丁目	S39	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
248	鼓ヶ浦団地	39年度第1種簡易平屋建 514~516	C	I	—	寺家一丁目	S39	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
249	鼓ヶ浦団地	39年度第1種簡易平屋建 518~521	C	I	—	寺家一丁目	S39	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
250	鼓ヶ浦団地	39年度第1種簡易平屋建 522~525	C	I	—	寺家一丁目	S39	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
251	鼓ヶ浦団地	39年度第1種簡易平屋建 526~529	C	I	—	寺家一丁目	S39	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
252	鼓ヶ浦団地	40年度第1種簡易平屋建 530・531・集会所	C	I	—	寺家一丁目	S54	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
253	鼓ヶ浦団地	40年度第2種簡耐平屋建 279~282	C	I	—	寺家一丁目	S40	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
254	鼓ヶ浦団地	40年度第2種簡耐平屋建 283~286	C	I	—	寺家一丁目	S40	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
255	鼓ヶ浦団地	40年度第2種簡耐平屋建 287~290	C	I	—	寺家一丁目	S40	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
256	鼓ヶ浦団地	40年度第2種簡耐平屋建 291~294	C	I	—	寺家一丁目	S40	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
257	鼓ヶ浦団地	40年度第2種簡耐平屋建 295~298	C	I	—	寺家一丁目	S40	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
258	鼓ヶ浦団地	41年度第1種簡耐平屋建 558~561	C	I	—	寺家一丁目	S41	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
259	鼓ヶ浦団地	41年度第1種簡耐平屋建 562~565	C	I	—	寺家一丁目	S41	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
260	鼓ヶ浦団地	41年度第1種簡耐平屋建 566~569	C	I	—	寺家一丁目	S41	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
261	鼓ヶ浦団地	A棟	C	I	—	寺家一丁目	S40	RC	4	—	556	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
262	鼓ヶ浦団地	B棟	C	I	—	寺家一丁目	S41	RC	4	—	556	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
263	十宮団地	A棟	C	I	—	十宮三丁目	S57	PC	4	—	991	不要	—	—	—	—	—	—	
264	十宮団地	B棟	C	I	—	十宮三丁目	S57	PC	4	—	1,481	不要	—	—	—	—	—	—	
265	十宮団地	C棟・D棟	C	I	—	十宮三丁目	S58	PC	4	—	2,017	不要	—	—	—	—	—	—	
266	十宮団地	E棟	C	I	—	十宮三丁目	S60	PC	4	—	2,057	不要	—	—	—	—	—	—	
267	十宮団地	F棟	C	I	—	十宮三丁目	S60	PC	4	—	2,057	不要	—	—	—	—	—	—	
268	十宮団地	集会所	A	I	緊急避難所	十宮四丁目	S59	PC	1	—	99	不要	—	—	—	—	—	—	
269	ハイツ旭が丘	あさがお	C	I	—	中旭が丘四丁目	H1	PC	5	—	1,680	不要	—	—	—	—	—	—	
270	ハイツ旭が丘	あざみ	C	I	—	中旭が丘四丁目	H4	PC	5	—	1,856	不要	—	—	—	—	—	—	
271	ハイツ旭が丘	あじさい	C	I	—	中旭が丘三丁目	H8	PC	4	—	1,003	不要	—	—	—	—	—	—	
272	ハイツ旭が丘	さくら	C	I	—	中旭が丘三丁目	H2	PC	5	—	1,592	不要	—	—	—	—	—	—	
273	ハイツ旭が丘	さつき	C	I	—	中旭が丘四丁目	H1	PC	5	—	1,856	不要	—	—	—	—	—	—	
274	ハイツ旭が丘	すずらん	C	I	—	中旭が丘三丁目	H2	PC	5	—	1,856	不要	—	—	—	—	—	—	
275	ハイツ旭が丘	すみれ	C	I	—	中旭が丘四丁目	H3	PC	5	—	1,882	不要	—	—	—	—	—	—	
276	ハイツ旭が丘	ちゅうりっぷ	C	I	—	中旭が丘四丁目	H2	PC	5	—	1,835	不要	—	—	—	—	—	—	
277	ハイツ旭が丘	つばき	C	I	—	中旭が丘四丁目	H3	PC	4	—	1,055	不要	—	—	—	—	—	—	
278	ハイツ旭が丘	ひまわり	C	I	—	中旭が丘三丁目	S62	PC	4	—	1,034	不要	—	—	—	—	—	—	
279	ハイツ旭が丘	ゆり	C	I	—	中旭が丘三丁目	S63	PC	5	—	1,189	不要	—	—	—	—	—	—	
280	ハイツ旭が丘	れんげ	C	I	—	中旭が丘四丁目	H4	PC	5	—	1,727	不要	—	—	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考	
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度			
281	ハイツ旭が丘	ほのぼのハウス(集会所)	A	I	緊急避難所	中旭が丘四丁目	H3	W	1	—	196	不要	—	—	—	—	—	—	—	
282	東玉垣第2団地	特定 1級第2種住宅 1 042-1・2	C	I	—	東玉垣町	H4	PC	2	—	138	不要	—	—	—	—	—	—	—	
283	東玉垣第2団地	特定 1級第2種住宅 2 052-1・2	C	I	—	東玉垣町	H6	PC	2	—	138	不要	—	—	—	—	—	—	—	
284	東玉垣第2団地	特目 53年度建 1 53-1・2	C	I	—	東玉垣町	S53	PC	1	—	102	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
285	東玉垣第2団地	特目 53年度建 2 53-3A・3B	C	I	—	東玉垣町	S53	PC	1	—	102	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
286	東玉垣第2団地	特目 59年度建 1 59-3A・3B	C	I	—	東玉垣町	S59	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	—	
287	東玉垣第2団地	特目 59年度建 2 59-5・6	C	I	—	東玉垣町	S59	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	—	
288	東玉垣第2団地	特目 60年度建 60-1・2	C	I	—	東玉垣町	S60	PC	2	—	131	不要	—	—	—	—	—	—	—	
289	東玉垣団地	319～322	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
290	東玉垣団地	323～326	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
291	東玉垣団地	327～330	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
292	東玉垣団地	331～334	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
293	東玉垣団地	347～350	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
294	東玉垣団地	355～357	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	93	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
295	東玉垣団地	603～606	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	148	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
296	東玉垣団地	607～610	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	148	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
297	東玉垣団地	611～614	C	I	—	東玉垣町	S42	RC	1	—	148	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
298	南旭ヶ丘団地	36年度建第1種住宅 464～467	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S36	RC	1	—	142	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
299	南旭ヶ丘団地	36年度建第1種住宅 468～471	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S36	RC	1	—	142	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
300	南旭ヶ丘団地	36年度建第1種住宅 472～475	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S36	RC	1	—	142	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
301	南旭ヶ丘団地	37年度建第1種住宅 481～482	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S37	RC	1	—	74	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
302	南旭ヶ丘団地	37年度建第1種住宅 483～486	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S37	RC	1	—	147	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
303	南旭ヶ丘団地	38年度建第1種住宅 492～493	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S38	RC	1	—	74	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
304	南旭ヶ丘団地	38年度建第1種住宅 494～497	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S38	RC	1	—	142	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
305	南旭ヶ丘団地	38年度建第1種住宅 498～501	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S38	RC	1	—	142	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
306	南旭ヶ丘団地	38年度建第1種住宅 502～505	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S38	RC	1	—	142	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
307	南旭ヶ丘団地	38年度建第2種住宅 239～242	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S39	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	
308	南旭ヶ丘団地	38年度建第2種住宅 243～246	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S39	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
309	南旭ヶ丘団地	38年度建第2種住宅 247~250	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S39	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
310	南旭ヶ丘団地	38年度建第2種住宅 251~254	C	I	—	南旭ヶ丘三丁目	S39	RC	1	—	124	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
311	安塚団地	A棟	C	I	—	安塚町	S51	PC	4	—	820	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
312	安塚団地	B棟	C	I	—	安塚町	S51	PC	4	—	1,338	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
313	安塚団地	C棟	C	I	—	安塚町	S51	PC	4	—	1,784	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
314	安塚団地	D棟	C	I	—	安塚町	S52	PC	4	—	1,230	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
315	安塚団地	E棟	C	I	—	安塚町	S52	PC	4	—	1,784	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
316	安塚団地	F棟	C	I	—	安塚町	S52	PC	4	—	1,338	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
317	安塚団地	G棟	C	I	—	安塚町	S53	PC	4	—	1,338	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
318	安塚団地	H棟	C	I	—	安塚町	S53	PC	4	—	892	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
319	安塚団地	I棟	C	I	—	安塚町	S53	PC	4	—	1,230	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
320	安塚団地	J棟	C	I	—	安塚町	S53	PC	4	—	1,338	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
321	安塚団地	集会所	A	I	緊急避難所	安塚町	S52	PC	1	—	105	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
322	合川小学校	屋内運動場11	A	I	収容避難所	三宅町	H1	RC	1	—	797	実施済	必要	H18	実施済	補強	H18	—	
323	合川小学校	特別教室棟12	A	I	収容避難所	三宅町	H1	S	1	—	216	不要	—	—	—	—	—	—	
324	合川小学校	特別教室棟16	A	I	収容避難所	三宅町	H7	RC	2	—	464	不要	—	—	—	—	—	—	
325	合川小学校	普通特別管理教室棟1	A	I	収容避難所	三宅町	S43	RC	3	—	1,479	実施済	必要	H9	実施済	補強	H12	—	
326	旭が丘小学校	屋内運動場26-1・2	A	I	収容避難所	東旭が丘五丁目	H14	RC	1	—	1,465	不要	—	—	—	—	—	—	
327	旭が丘小学校	管理普通特別教室棟30-1・2	A	I	収容避難所	東旭が丘五丁目	H18	RC	2	—	4,184	不要	—	—	—	—	—	—	
328	旭が丘小学校	管理普通特別教室棟30-3・4	A	I	収容避難所	東旭が丘五丁目	H18	RC	2	—	5,603	不要	—	—	—	—	—	—	
329	愛宕小学校	屋内運動場20	A	I	収容避難所	東江島町	S62	RC	1	—	918	実施済	必要	H15	実施済	補強	H18	—	
330	愛宕小学校	特別教室棟16-1	A	I	収容避難所	東江島町	H13	RC	2	—	521	不要	—	—	—	—	—	—	
331	愛宕小学校	普通管理教室棟12-1・2	A	I	収容避難所 津波避難ビル	東江島町	S50	RC	3	—	1,771	実施済	必要	H10	実施済	補強	H12	—	
332	愛宕小学校	普通教室棟16	A	I	収容避難所	東江島町	S53	RC	2	—	973	実施済	不要	H11	—	—	—	—	
333	愛宕小学校	普通特別教室棟12-3	A	I	収容避難所 津波避難ビル	東江島町	S52	RC	3	—	997	実施済	不要	H10	—	—	—	—	
334	天名小学校	屋内運動場9	A	I	収容避難所	御菌町	S55	RC	1	—	585	実施済	必要	H13	実施済	補強	H16	—	
335	天名小学校	特別教室棟11	A	I	収容避難所	御菌町	H1	S	2	—	353	不要	—	—	—	—	—	—	
336	天名小学校	普通特別管理教室棟1	A	I	収容避難所	御菌町	S40	RC	3	—	1,332	実施済	必要	H9	実施済	補強	H12	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
337	飯野小学校	屋内運動場23	A	I	収容避難所	三日市南二丁目	H1	RC	1	—	919	実施済	必要	H16	実施済	補強	H18	—	
338	飯野小学校	普通教室棟13-1・2	A	I	収容避難所	三日市南二丁目	S50	RC	3	—	1,405	実施済	必要	H10	実施済	補強	H14	—	
339	飯野小学校	普通特別管理教室棟15-1	A	I	収容避難所	三日市南二丁目	S52	RC	3	—	1,719	実施済	必要	H10	実施済	補強	H14	—	
340	飯野小学校	普通特別教室棟15-2	A	I	収容避難所	三日市南二丁目	S53	RC	3	—	1,879	実施済	必要	H10	実施済	補強	H14	—	
341	石薬師小学校	屋内運動場13, 25	A	I	収容避難所	石薬師町	S49	S	1	—	552	実施済	不要	H18	—	—	—	—	
342	石薬師小学校	給食室22	A	II	—	石薬師町	S54	RC	1	—	234	実施済	不要	H24	—	—	—	—	
343	石薬師小学校	普通管理教室棟10-1・2	A	I	収容避難所	石薬師町	S47	RC	3	—	1,908	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
344	石薬師小学校	普通特別教室棟20	A	I	収容避難所	石薬師町	S54	RC	3	—	2,175	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
345	井田川小学校	屋内運動場7	A	I	収容避難所	和泉町	S54	RC	1	—	563	実施済	必要	H12	実施済	補強	H16	—	
346	井田川小学校	特別教室棟10	A	I	収容避難所	和泉町	H18	S	1	—	456	不要	—	—	—	—	—	—	
347	井田川小学校	普通特別管理教室棟1	A	I	収容避難所	和泉町	S53	RC	3	—	1,645	実施済	必要	H10	実施済	補強	H12	—	
348	一ノ宮小学校	屋内運動場12	A	I	収容避難所	一ノ宮町	H7	RC	1	—	919	不要	—	—	—	—	—	—	
349	一ノ宮小学校	特別教室棟1-3	A	I	収容避難所	一ノ宮町	S62	RC	3	—	641	不要	—	—	—	—	—	—	
350	一ノ宮小学校	普通教室棟16	A	I	収容避難所	一ノ宮町	H16	RC	3	—	1,071	不要	—	—	—	—	—	—	
351	一ノ宮小学校	普通特別管理教室棟1-1・2	A	I	収容避難所	一ノ宮町	S43	RC	3	—	2,240	実施済	必要	H9	実施済	補強	H13	—	
352	一ノ宮小学校	普通特別教室棟13	A	I	収容避難所	一ノ宮町	H11	RC	3	—	942	不要	—	—	—	—	—	—	
353	一ノ宮小学校	校舎(旧一ノ宮幼稚園)	A	I	—	一ノ宮町	H6	W	1	—	263	不要	—	—	—	—	—	—	
354	稲生小学校	屋内運動場23	A	I	収容避難所	稲生三丁目	S56	RC	1	—	705	実施済	必要	H13	実施済	補強	H17	—	
355	稲生小学校	給食室20	A	II	—	稲生三丁目	S55	RC	1	—	234	実施済	不要	H24	—	—	—	—	
356	稲生小学校	普通教室棟14-1	A	I	収容避難所	稲生三丁目	S54	RC	4	—	1,068	実施済	必要	H10	実施済	補強	H14	—	
357	稲生小学校	普通特別管理教室棟14-2・3	A	I	収容避難所	稲生三丁目	S54	RC	4	—	3,628	実施済	必要	H10	実施済	補強	H14	—	
358	稲生小学校	普通教室棟15-1	A	I	収容避難所	稲生三丁目	H27	RC	2	—	797	不要	—	—	—	—	—	—	
359	加佐登小学校	屋内運動場21	A	I	収容避難所	高塚町	S61	RC	1	—	919	実施済	必要	H16	実施済	補強	H17	—	
360	加佐登小学校	管理普通特別教室棟9-1・2	A	I	収容避難所	高塚町	S46	RC	3	—	1,873	実施済	必要	H9	実施済	補強	H14	—	
361	加佐登小学校	特別教室棟・ 給食室22	A	I	収容避難所	高塚町	S62	RC	3	—	1,042	不要	—	—	—	—	—	—	
362	加佐登小学校	普通特別教室棟27	A	I	収容避難所	高塚町	H12	RC	3	—	1,135	不要	—	—	—	—	—	—	
363	河曲小学校	屋内運動場10, 6	A	I	収容避難所	十宮町	S49	S	1	—	670	実施済	不要	H18	—	—	—	—	
364	河曲小学校	普通特別管理教室棟8-1・2	A	I	収容避難所	十宮町	S46	RC	3	—	2,083	実施済	不要	H8	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
365	河曲小学校	普通特別管理教室棟8-3	A	I	収容避難所	十宮町	S47	RC	3	—	1,345	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
366	河曲小学校	普通特別教室棟8-4	A	I	収容避難所	十宮町	S53	RC	3	—	850	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
367	神戸小学校	屋内運動場13	A	I	収容避難所	神戸二丁目	S61	RC	1	—	1,049	実施済	必要	H14	実施済	補強	H18	—	
368	神戸小学校	管理普通特別教室棟4	A	I	収容避難所	神戸二丁目	S58	RC	3	—	2,293	不要	—	—	—	—	—	—	
369	神戸小学校	普通特別教室棟・給食室17-1・2	A	I	収容避難所	神戸二丁目	S58	RC	3	—	3,778	不要	—	—	—	—	—	—	
370	国府小学校	屋内運動場23	A	I	収容避難所	国府町	H6	RC	1	—	923	不要	—	—	—	—	—	—	
371	国府小学校	普通教室棟12-1・2	A	I	収容避難所	国府町	S53	RC	4	—	1,881	実施済	必要	H8	実施済	補強	H14	—	
372	国府小学校	普通特別管理教室棟12-3	A	I	収容避難所	国府町	S54	RC	4	—	1,973	実施済	必要	H8	実施済	補強	H14	—	
373	国府小学校	普通特別教室棟22	A	I	収容避難所	国府町	S60	RC	3	—	941	不要	—	—	—	—	—	—	
374	郡山小学校	屋内運動場3	A	I	収容避難所	郡山町	H2	RC	1	—	919	不要	—	—	—	—	—	—	
375	郡山小学校	管理普通特別教室棟・ 給食室1-1・2・3	A	I	収容避難所	郡山町	H2	RC	3	—	5,812	不要	—	—	—	—	—	—	
376	栄小学校	屋内運動場13-1	A	I	収容避難所	五祝町	H27	RC	1	—	894	不要	—	—	—	—	—	—	
377	栄小学校	管理普通特別教室棟・ 給食室4-1・2	A	I	収容避難所 津波避難ビル	五祝町	S61	RC	4	—	3,205	不要	—	—	—	—	—	—	
378	桜島小学校	屋内運動場3-1・2	A	I	収容避難所	桜島町四丁目	S57	RC	1	—	759	実施済	必要	H13	実施済	補強	H17	—	
379	桜島小学校	管理普通特別教室棟1	A	I	収容避難所	桜島町四丁目	S57	RC	3	—	3,826	不要	—	—	—	—	—	—	
380	桜島小学校	給食室4	A	II	—	桜島町四丁目	S57	RC	1	—	228	不要	—	—	—	—	—	—	
381	桜島小学校	普通教室棟8-1	A	I	収容避難所	桜島町四丁目	H2	RC	2	—	500	不要	—	—	—	—	—	—	
382	桜島小学校	普通教室棟8-2	A	I	収容避難所	桜島町四丁目	H6	RC	2	—	338	不要	—	—	—	—	—	—	
383	庄内小学校	屋内運動場11	A	I	収容避難所	東庄内町	S57	RC	1	—	705	実施済	必要	H16	実施済	補強	H17	—	
384	庄内小学校	普通特別管理教室棟1	A	I	収容避難所	東庄内町	S43	RC	2	—	1,722	実施済	必要	H15	実施済	補強	H17	—	
385	庄野小学校	屋内運動場6	A	I	収容避難所	庄野東二丁目	S51	S	1	—	549	実施済	必要	H18	実施済	補強	H19	—	
386	庄野小学校	管理普通教室棟1-1・2	A	I	収容避難所	庄野東二丁目	S48	RC	3	—	2,008	実施済	必要	H8	実施済	補強	H14	—	
387	庄野小学校	特別教室棟2-1	A	I	収容避難所	庄野東二丁目	S48	RC	2	—	711	実施済	不要	H13	—	—	—	—	
388	庄野小学校	普通教室棟2-2	A	I	収容避難所	庄野東二丁目	S57	RC	1	—	269	不要	—	—	—	—	—	—	
389	庄野小学校	普通教室棟8	A	I	収容避難所	庄野東二丁目	H17	S	1	—	338	不要	—	—	—	—	—	—	
390	白子小学校	屋内運動場32-1	A	I	収容避難所	白子一丁目	H22	RC	1	—	893	不要	—	—	—	—	—	—	
391	白子小学校	給食室29	A	II	—	白子一丁目	S55	RC	1	—	252	実施済	不要	H24	—	—	—	—	
392	白子小学校	普通教室棟13-3	A	I	収容避難所 津波避難ビル	白子一丁目	S49	RC	3	—	1,593	実施済	必要	H9	実施済	補強	H13	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
393	白子小学校	普通特別管理教室棟13-2	A	I	収容避難所 津波避難ビル	白子一丁目	S48	RC	3	—	1,850	実施済	必要	H9	実施済	補強	H13	—	
394	白子小学校	普通特別教室棟13-1	A	I	収容避難所 津波避難ビル	白子一丁目	S47	RC	3	—	658	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
395	白子小学校	普通特別教室棟30	A	I	収容避難所	白子一丁目	S56	RC	2	—	1,334	不要	—	—	—	—	—	—	
396	清和小学校	屋内運動場2-1・2	A	I	収容避難所	算所五丁目	S59	RC	1	—	759	実施済	必要	H14	実施済	補強	H17	—	
397	清和小学校	管理普通特別教室棟1	A	I	収容避難所	算所五丁目	S59	RC	3	—	3,038	不要	—	—	—	—	—	—	
398	玉垣小学校	屋内運動場29	A	I	収容避難所	北玉垣町	S63	RC	1	—	1,049	実施済	必要	H16	実施済	補強	H18	—	
399	玉垣小学校	給食室20	A	II	—	北玉垣町	S53	RC	1	—	238	実施済	不要	H24	—	—	—	—	
400	玉垣小学校	普通教室棟13-1・2	A	I	収容避難所	北玉垣町	S52	RC	4	—	2,309	実施済	必要	H12	実施済	補強	H14	—	
401	玉垣小学校	普通特別教室棟24	A	I	収容避難所	北玉垣町	S56	RC	4	—	3,716	実施済	必要	H12	実施済	補強	H15	—	
402	鼓ヶ浦小学校	屋内運動場8	A	I	収容避難所	寺家一丁目	S55	RC	1	—	705	実施済	必要	H12	実施済	補強	H16	—	
403	鼓ヶ浦小学校	給食室3	A	II	—	寺家一丁目	S54	RC	1	—	246	実施済	不要	H24	—	—	—	—	
404	鼓ヶ浦小学校	普通特別管理教室棟1	A	I	収容避難所 津波避難ビル	寺家一丁目	S54	RC	3	—	4,031	実施済	不要	H10	—	—	—	—	
405	椿小学校	屋内運動場23	A	I	収容避難所	山本町	H19	RC	1	—	894	不要	—	—	—	—	—	—	
406	椿小学校	普通特別管理教室棟10	A	I	収容避難所	山本町	S48	S	1	—	562	実施済	必要	H16	実施済	補強	H17	—	
407	椿小学校	普通特別教室棟・ 給食棟14	A	I	収容避難所	山本町	S56	RC	2	—	1,454	不要	—	—	—	—	—	—	
408	長太小学校	屋内運動場17	A	I	収容避難所	長太旭町五丁目	H10	RC	1	—	1,215	不要	—	—	—	—	—	—	
409	長太小学校	普通教室棟1-1・3	A	I	収容避難所	長太旭町五丁目	S41	RC	2	—	585	実施済	必要	H8	実施済	補強	H13	—	
410	長太小学校	普通特別管理教室棟1-2・4	A	I	収容避難所 津波避難ビル	長太旭町五丁目	S42	RC	3	—	2,337	実施済	必要	H8	実施済	補強	H13	—	
411	長太小学校	普通特別教室棟1-5	A	I	収容避難所 津波避難ビル	長太旭町五丁目	S54	RC	3	—	1,129	実施済	必要	H8	実施済	補強	H13	—	
412	深伊沢小学校	屋内運動場27, 28	A	I	収容避難所	伊船町	H23	RC	1	—	1,176	不要	—	—	—	—	—	—	
413	深伊沢小学校	特別教室棟19	A	I	収容避難所	伊船町	S63	RC	3	—	537	不要	—	—	—	—	—	—	
414	深伊沢小学校	普通特別管理教室棟1-1・2	A	I	収容避難所	伊船町	S46	RC	3	—	1,695	実施済	必要	H8	実施済	補強	H10	—	
415	深伊沢小学校	普通教室棟3-1	A	I	収容避難所	伊船町	S54	RC	1	—	250	実施済	不要	H14	—	—	—	—	
416	牧田小学校	屋内運動場8, 17	A	I	収容避難所	岡田一丁目	S48	S	1	—	659	実施済	不要	H18	—	—	—	—	
417	牧田小学校	普通教室棟6-1・2	A	I	収容避難所	岡田一丁目	S45	RC	3	—	1,349	実施済	必要	H9	実施済	補強	H14	—	
418	牧田小学校	普通特別教室管理室棟6-3	A	I	収容避難所	岡田一丁目	S47	RC	3	—	1,991	実施済	必要	H9	実施済	補強	H14	—	
419	牧田小学校	普通特別教室棟6-4	A	I	収容避難所	岡田一丁目	S52	RC	3	—	1,649	実施済	必要	H9	実施済	補強	H14	—	
420	箕田小学校	屋内運動場10	A	I	収容避難所	南堀江一丁目	S54	RC	1	—	563	実施済	必要	H12	実施済	補強	H16	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
421	箕田小学校	特別管理教室棟11	A	I	収容避難所 津波避難ビル	南堀江一丁目	S54	RC	4	—	1,530	実施済	不要	H10	—	—	—	—	
422	箕田小学校	特別管理教室棟16	A	I	収容避難所 津波避難ビル	南堀江一丁目	S55	RC	3	—	1,438	実施済	不要	H10	—	—	—	—	
423	明生小学校	屋内運動場3-1・2	A	I	収容避難所	大池二丁目	S58	RC	1	—	750	実施済	必要	H14	実施済	補強	H17	—	
424	明生小学校	管理普通特別教室棟1	A	I	収容避難所	大池二丁目	S58	RC	3	—	3,888	不要	—	—	—	—	—	—	
425	鈴西小学校	屋内運動場16	A	I	収容避難所	深溝町	S63	RC	1	—	919	実施済	必要	H15	実施済	補強	H18	—	
426	鈴西小学校	管理特別教室棟13-2	A	I	収容避難所	深溝町	S62	RC	1	—	1,176	不要	—	—	—	—	—	—	
427	鈴西小学校	普通特別教室棟13-1	A	I	収容避難所	深溝町	S61	RC	2	—	2,076	不要	—	—	—	—	—	—	
428	若松小学校	屋内運動場18	A	I	収容避難所	若松中一丁目	S53	RC	1	—	683	実施済	必要	H12	実施済	補強	H16	—	
429	若松小学校	普通特別管理教室棟11-1・2	A	I	収容避難所 津波避難ビル	若松中一丁目	S49	RC	3	—	2,183	実施済	必要	H9	実施済	補強	H11	—	
430	若松小学校	普通特別教室棟11-3	A	I	収容避難所 津波避難ビル	若松中一丁目	S50	RC	3	—	1,509	実施済	必要	H9	実施済	補強	H10	—	
431	大木中学校	屋内運動場22	A	I	収容避難所	北堀江二丁目	H4	RC	1	—	1,023	実施済	必要	H14	実施済	補強	H19	—	
432	大木中学校	管理普通教室棟14-1・2	A	I	収容避難所 津波避難ビル	北堀江二丁目	S50	RC	3	—	995	実施済	必要	H9	実施済	補強	H13	—	
433	大木中学校	特別教室棟13-1・2	A	I	収容避難所	北堀江二丁目	S49	S	1	—	275	実施済	不要	H18	—	—	—	—	
434	大木中学校	普通特別教室棟11-1・2	A	I	収容避難所	北堀江二丁目	S47	RC	2	—	1,536	実施済	必要	H16	実施済	補強	H17	—	
435	大木中学校	普通特別教室棟2	A	I	収容避難所	北堀江二丁目	S37	RC	2	—	1,315	実施済	必要	H16	実施済	補強	H17	—	
436	大木中学校	普通特別教室棟20	A	I	収容避難所	北堀江二丁目	S59	RC	2	—	854	不要	—	—	—	—	—	—	
437	神戸中学校	屋内運動場25-1	A	I	収容避難所	十宮町	H21	RC	1	—	2,492	不要	—	—	—	—	—	—	
438	神戸中学校	普通管理特別教室棟25	A	I	収容避難所	十宮町	H21	RC	2	—	10,206	不要	—	—	—	—	—	—	
439	神戸中学校	プール附属棟・部室26	A	II	—	十宮町	H22	RC	1	—	470	不要	—	—	—	—	—	—	
440	白鳥中学校	屋内運動場26-1・2	A	I	収容避難所	加佐登三丁目	H13	RC	2	—	1,324	不要	—	—	—	—	—	—	
441	白鳥中学校	管理室棟3	A	I	収容避難所	加佐登三丁目	S40	RC	3	—	888	実施済	必要	H8	実施済	補強	H11	—	
442	白鳥中学校	柔道場24	A	I	収容避難所	加佐登三丁目	H1	S	1	—	350	不要	—	—	—	—	—	—	
443	白鳥中学校	特別教室棟23	A	I	収容避難所	加佐登三丁目	S61	RC	1	—	250	不要	—	—	—	—	—	—	
444	白鳥中学校	普通教室棟1-1・2	A	I	収容避難所	加佐登三丁目	S39	RC	3	—	1,367	実施済	必要	H8	実施済	補強	H11	—	
445	白鳥中学校	普通特別教室棟2	A	I	収容避難所	加佐登三丁目	S39	RC	3	—	1,335	実施済	必要	H8	実施済	補強	H12	—	
446	白鳥中学校	普通特別教室棟6	A	I	収容避難所	加佐登三丁目	S58	RC	3	—	1,360	不要	—	—	—	—	—	—	
447	白子中学校	屋内運動場27	A	I	収容避難所	中旭が丘四丁目	H5	RC	1	—	1,222	不要	—	—	—	—	—	—	
448	白子中学校	管理特別教室棟2-1・2・3	A	I	収容避難所	中旭が丘四丁目	S45	RC	3	—	1,752	実施済	必要	H9	実施済	補強	H13	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
449	白子中学校	技術棟25	A	I	収容避難所	中旭が丘四丁目	H3	RC	1	—	260	不要	—	—	—	—	—	—	
450	白子中学校	普通教室棟1-1	A	I	収容避難所	中旭が丘四丁目	S36	RC	3	—	669	実施済	必要	H9	実施済	補強	H15	—	
451	白子中学校	普通教室棟1-2	A	I	収容避難所	中旭が丘四丁目	S43	RC	3	—	1,105	実施済	必要	H9	実施済	補強	H15	—	
452	白子中学校	普通特別教室棟21	A	I	収容避難所	中旭が丘四丁目	S59	RC	3	—	1,780	不要	—	—	—	—	—	—	
453	白子中学校	普通特別教室棟3-1・2	A	I	収容避難所	中旭が丘四丁目	S43	RC	3	—	1,787	実施済	必要	H9	実施済	補強	H13	—	
454	創徳中学校	屋内運動場3	A	I	収容避難所	三日市町	S58	RC	1	—	1,014	実施済	必要	H16	実施済	補強	H17	—	
455	創徳中学校	管理普通特別教室棟1	A	I	収容避難所	三日市町	S58	RC	4	—	5,747	不要	—	—	—	—	—	—	
456	創徳中学校	技術棟2	A	I	収容避難所	三日市町	S58	RC	1	—	248	不要	—	—	—	—	—	—	
457	千代崎中学校	屋内運動場17	A	I	収容避難所	東玉垣町	S62	S	1	—	1,222	不要	—	—	—	—	—	—	
458	千代崎中学校	管理普通教室棟1-3・4	A	I	収容避難所	東玉垣町	S41	RC	3	—	1,692	実施済	必要	H8	実施済	補強	H10	—	
459	千代崎中学校	特別教室棟1-5	A	I	収容避難所		S43	RC	3	—	700	実施済	必要	H8	実施済	補強	H10	—	
460	千代崎中学校	特別教室棟16	A	I	収容避難所	東玉垣町	S60	RC	1	—	250	不要	—	—	—	—	—	—	
461	千代崎中学校	普通特別教室棟1-1・2	A	I	収容避難所	東玉垣町	S37	RC	3	—	1,162	実施済	必要	H8	実施済	補強	H10	—	
462	千代崎中学校	普通特別教室棟14	A	I	収容避難所	東玉垣町	S59	RC	3	—	1,280	不要	—	—	—	—	—	—	
463	鼓ヶ浦中学校	屋内運動場5	A	I	収容避難所	寺家四丁目	S53	RC	1	—	802	実施済	必要	H8	実施済	補強	H16	—	
464	鼓ヶ浦中学校	管理普通特別教室棟1-1	A	I	収容避難所 津波避難ビル	寺家四丁目	S53	RC	4	—	4,259	実施済	必要	H8	実施済	補強	H13	—	
465	鼓ヶ浦中学校	体育小屋・部室14-1・2	A	II	—	寺家四丁目	H2	S	2	—	215	不要	—	—	—	—	—	—	
466	鼓ヶ浦中学校	特別教室4	A	I	収容避難所	寺家四丁目	S53	S	1	—	250	実施済	必要	H18	実施済	補強	H18	—	
467	鼓ヶ浦中学校	普通特別教室棟1-2	A	I	収容避難所 津波避難ビル	寺家四丁目	S59	RC	4	—	1,172	不要	—	—	—	—	—	—	
468	天栄中学校	屋内運動場13	A	I	収容避難所	秋永町	S63	RC	1	—	1,021	実施済	必要	H13	実施済	補強	H19	—	
469	天栄中学校	管理普通特別教室棟1-1・2	A	I	収容避難所	秋永町	S45	RC	3	—	2,308	実施済	必要	H9	実施済	補強	H14	—	
470	天栄中学校	特別教室棟10	A	I	収容避難所	秋永町	S58	RC	2	—	793	不要	—	—	—	—	—	—	
471	天栄中学校	普通教室棟18-2	A	I	収容避難所	秋永町	H8	RC	3	—	745	不要	—	—	—	—	—	—	
472	天栄中学校	普通特別教室棟18-1	A	I	収容避難所	秋永町	H3	RC	3	—	970	不要	—	—	—	—	—	—	
473	平田野中学校	屋内運動場33	A	I	収容避難所	国府町	H25	RC	2	—	2,545	不要	—	—	—	—	—	—	
474	平田野中学校	普通管理特別教室棟32	A	I	収容避難所	国府町	H26	RC	2	—	7,824	不要	—	—	—	—	—	—	
475	平田野中学校	プール附属棟34	A	II	—	国府町	H25	RC	1	—	230	不要	—	—	—	—	—	—	
476	鈴峰中学校	屋内運動場32-1・2	A	I	収容避難所	長澤町	S60	RC	1	—	1,162	実施済	必要	H13	実施済	補強	H17	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名	施設 別	棟別	構造				階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度		
477	鈴峰中学校	管理普通特別教室棟18	A	I	収容避難所	長澤町	S55	RC	3	—	1,660	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
478	鈴峰中学校	特別教室棟24-3	A	I	収容避難所	長澤町	S60	RC	3	—	1,184	不要	—	—	—	—	—	—	
479	鈴峰中学校	特別教室棟31	A	I	収容避難所	長澤町	S60	RC	1	—	250	不要	—	—	—	—	—	—	
480	鈴峰中学校	普通教室棟24-1・2	A	I	収容避難所	長澤町	S56	RC	3	—	1,079	不要	—	—	—	—	—	—	
481	鈴鹿市学校給食センター		C	I	—	岡田町	H20	S	2	—	2,784	不要	—	—	—	—	—	—	
482	鈴鹿市第二学校給食センター		C	I	—	稲生四丁目	H26	S	2	—	3,431	不要	—	—	—	—	—	—	
483	一ノ宮教育集会所		B	I	—	一ノ宮町	S54	RC	2	—	337	実施済	不要	H9	—	—	—	—	
484	玉垣教育集会所		B	I	—	東玉垣町	S54	RC	2	—	335	実施済	不要	H12	—	—	—	—	
485	上下水道局	本館	A	I	—	寺家町	H11	RC	3	—	3,172	不要	—	—	—	—	—	—	
486	上下水道局	別館	A	I	—	寺家町	H27	S	2	—	1,081	不要	—	—	—	—	—	—	
487	上下水道局	倉庫	A	II	—	寺家町	H11	S	2	—	489	不要	—	—	—	—	—	—	
488	河田送水場	送水ポンプ室	C	II	—	河田町	S48	RC	1	—	381	実施済	不要	H14	—	—	—	—	
489	平田送水場	管理棟	C	II	—	平田本町一丁目	H24	RC	1	—	532	不要	—	—	—	—	—	—	
490	平田送水場	自家発棟	C	II	—	平田本町一丁目	H24	RC	1	—	288	不要	—	—	—	—	—	—	
491	平野送水場	管理棟	C	II	—	平野町	H28	RC	1	—	812	不要	—	—	—	—	—	—	
492	平野送水場	送風機棟	C	II	—	平野町	H28	RC	2	—	348	不要	—	—	—	—	—	—	
493	庄野送水場	送水ポンプ棟	C	II	—	庄野町	H18	RC	1	—	213	不要	—	—	—	—	—	—	
494	庄野送水場	管理棟	C	II	—	庄野町	H18	RC	1	—	310	不要	—	—	—	—	—	—	
495	大久保第1配水池	電気室・ポンプ室	C	II	—	大久保町	H5	RC	2	—	253	不要	—	—	—	—	—	—	
496	消防本部・中央消防署	本庁舎	A	I	—	飯野寺家町	H24	RC	4	—	5,475	不要	—	—	—	—	—	—	
497	飯野分団待機所		A	I	—	飯野寺家町	H16	S	1	—	221	不要	—	—	—	—	—	—	
498	中央消防署・北分署	庁舎	A	I	—	高塚町	S51	RC	1	—	295	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
499	中央消防署・西分署	庁舎	A	I	—	国府町	H1	RC	2	—	685	不要	—	—	—	—	—	—	
500	中央消防署・西分署	訓練棟A	A	I	—	国府町	H1	RC	5	—	245	不要	—	—	—	—	—	—	
501	中央消防署・西分署	訓練棟B	A	I	—	国府町	H1	RC	3	—	75	不要	—	—	—	—	—	—	
502	中央消防署・東分署	庁舎	A	I	—	中箕田町	H4	RC	2	—	750	不要	—	—	—	—	—	—	
503	南消防署	庁舎	A	I	—	白子四丁目	S55	RC	2	—	546	実施済	不要	H8	—	—	—	—	
504	中央消防署・鈴峰分署	庁舎	A	I	—	長澤町	H14	RC	2	—	733	不要	—	—	—	—	—	—	

番号	施設名		防災上の重要度		地域防災計画 位置付け	場所(町名)	竣工 年度	建物構造・規模				耐震診断			耐震化対策 (耐震補強・除却・廃止・売却等)				備考
	棟名		施設 別	棟別				構造	階数 地上	階数 地下	延床面積 (㎡)	実施 状況	補強の 必要性	実施 (予定) 年度	実施 状況	実施 方法	実施 (予定) 年度	目標 年度	
505	白子分団車庫・詰所		A	I	—	白子一丁目	S45	RC	2	—	233	未実施	不明	未定	未実施	未定	未定	H32	
506	井田川分団詰所		A	I	—	和泉町	S63	RC	1	—	94	不要	—	—	—	—	—	—	
507	井田川分団車庫		A	I	—	和泉町	H18	S	1	—	47	不要	—	—	—	—	—	—	
508	栄分団車庫・詰所		A	I	—	郡山町	H26	S	2	—	96	不要	—	—	—	—	—	—	
509	鈴鹿市消防本部管理施設(車庫)		A	I	—	東玉垣町	H24	軽量S	1	—	22	不要	—	—	—	—	—	—	
510	神戸分団車庫・詰所		A	I	—	神戸二丁目	H28	S	2	—	100	不要	—	—	—	—	—	—	

【資料2】

地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）路線一覧

機能区分	番号	路線名	路線延長(km)	区間	
				起点	終点(経由地)
第1次緊急輸送道路	1	東名阪自動車道	5.8	四日市市境	亀山市境
	2	新名神高速道路	5.8	四日市市境	亀山市境
	3	一般国道1号	9.1	四日市市境	亀山市境
	4	一般国道23号	12.1	四日市市境	津市境(鈴鹿警察署・桜の森公園)
	5	県道 四日市鈴鹿環状線	1.9	北玉垣町交差点	鈴鹿市役所
	6	県道 鈴鹿環状線	5.7	裁判所前交差点	汲川原橋南詰交差点(鈴鹿市消防本部)
	7	市道 飯野十宮線 市道 西条227号線	0.5	西条六丁目交差点	三重県 鈴鹿庁舎
	8	県道 神戸長沢線 県道 辺法寺加佐登停車場線 県道 三行庄野線	7.9	鈴鹿インター入口交差点	汲川原橋南詰交差点
第2次緊急輸送道路	9	県道 鈴鹿宮妻峡線 市道 石薬師126号線 市道 石薬師131号線 市道 石薬師187号線	0.7	石薬師町交差点	三重県消防学校
	10	市道 野町西条線 市道 安塚地子町線 市道 安塚288号線 市道 安塚291号線	1.3	商工会議所東交差点	鈴鹿中央総合病院
	11	市道 加佐登鼓ヶ浦線 県道 上野鈴鹿線	3.4	稲生町西交差点	寺家五丁目交差点(鈴鹿市御座池公園)
	12	一般国道23号(中勢バイパス) 市道 御園161号線 市道 御園149号線 市道 御園159号線 市道 御園160号線	4.4	稲生町西交差点	県営鈴鹿スポーツガーデン
	13	県道 亀山鈴鹿線	0.6	亀山市市境	鈴鹿回生病院
第3次緊急輸送道路	14	一般国道306号線 県道 神戸長沢線	3.3	四日市市境	鈴鹿インター入口交差点
	15	市道 花川西能褒野線	1.3	椿一宮交差点	鈴鹿市西部野球場
	16	県道 神戸長沢線 市道 庄野42号線 市道 庄野35号線 市道 庄野橋庄野共進線 市道 加佐登鼓ヶ浦線	6.9	上野町交差点	稲生町西交差点 (鈴鹿市河川防災センター・鈴鹿青少年の森・ 三重県鈴鹿青少年センター・鈴鹿サーキット 駐車場・住吉配水池・庄野送水場)
	17	市道 野町西条線 県道 上野鈴鹿線	1.1	安塚町西交差点	鈴鹿市石垣池公園
	18	市道 桜ヶ丘江島線 市道 中江島町612号線 県道 国府白子停車場線	1.1	体育館前交差点	近鉄白子駅
	19	一般国道23号(中勢バイパス)	2.7	津市市境	徳田町北交差点

第1次緊急輸送道路：隣接府県，県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と市役所，主要な防災拠点（行政機関，公共機関，主要駅港湾，ヘリポート，災害医療拠点等）を連絡する道路

第3次緊急輸送道路：第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路

地震時に通行を確保すべき道路（災害ネットワーク道路）路線一覧

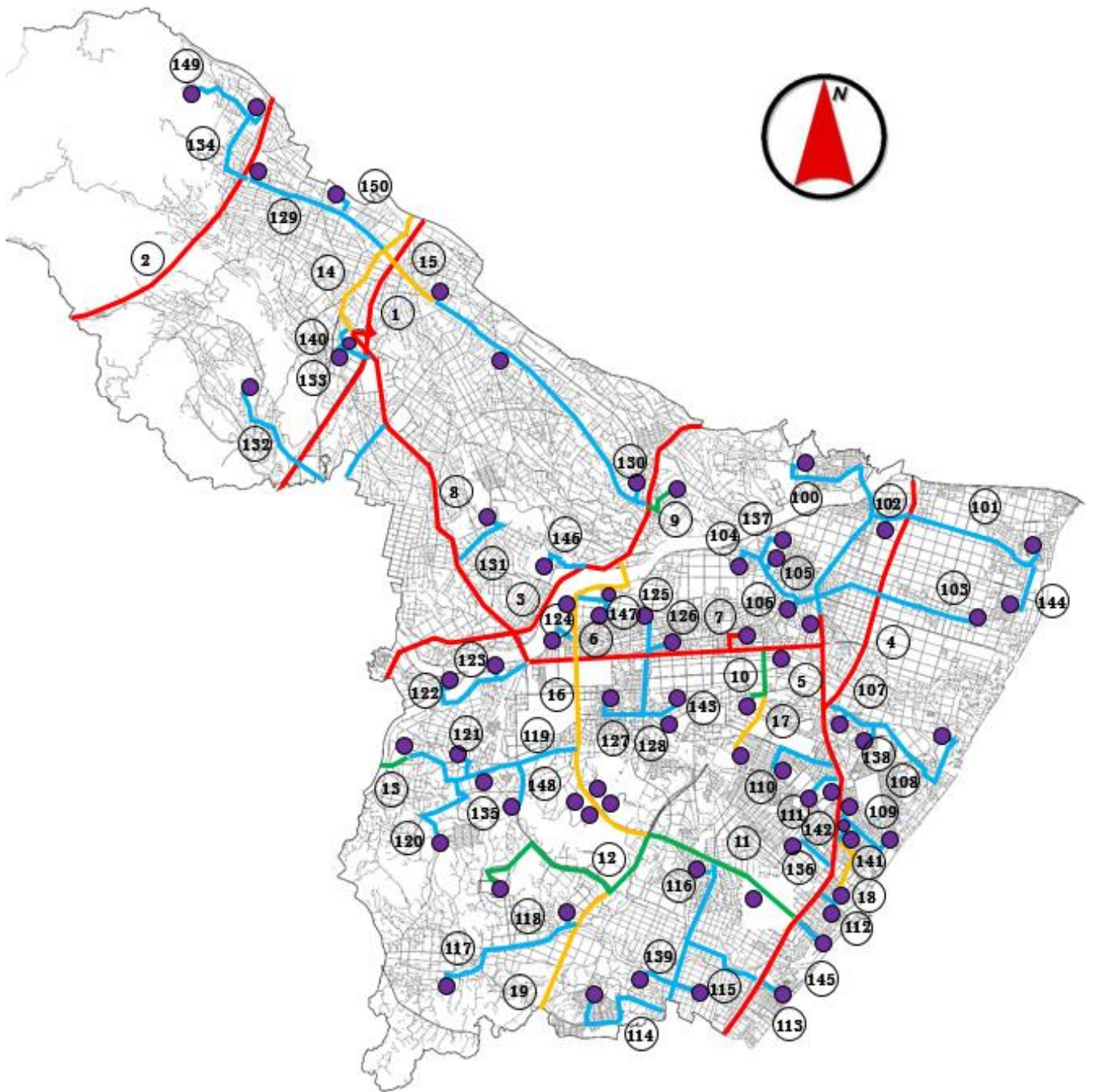
番号	路線名	路線延長 (km)	区間	
			起点	終点(経由地)
100	県道 四日市鈴鹿線 市道 高岡台四丁目 405 号線 市道 高岡采女線 市道 国分 316 号線	5.1	鈴鹿市役所前交差点	高岡配水池
101	県道 鈴鹿港線 県道 四日市楠鈴鹿線	3.6	一ノ宮町西交差点	長太小学校
102	市道 一ノ宮 88 号線	0.1	一ノ宮小学校入口交差点	一ノ宮小学校
103	市道 神戸肥田線 市道 須賀一丁目 286 号線 県道 南堀江須賀線	3.3	神戸九丁目交差点	箕田小学校
104	市道 神戸肥田線 市道 神戸八丁目 41 号線 県道 四日市鈴鹿環状線 市道 河田 353 号線 市道 甲斐 354 号線	1.8	神戸九丁目交差点	河田送水場
105	市道 十宮 161 号線	0.2	河曲小学校前交差点	河曲小学校
106	県道 四日市鈴鹿環状線	0.1	神戸八丁目交差点	神戸小学校
107	市道 玉垣若松線 市道 柳江島線	0.5	北玉垣町北交差点	玉垣小学校
108	市道 玉垣若松線 県道 四日市楠鈴鹿線 県道 千代崎港線 市道 若松中一丁目 81 号線	3.4	玉垣小学校北交差点	若松小学校
109	市道 江島 414 号線 県道 四日市楠鈴鹿線	1.1	江島台二交差点	愛宕小学校
110	市道 末広千代崎線 県道 上野鈴鹿線 市道 桜島町四丁目 372 号線 市道 桜島町四丁目 366 号線	1.7	南玉垣町交差点	桜島小学校
111	市道 南玉垣東旭が丘線 市道 東旭が丘五丁目 76 号線	1.2	国道 23 号線南玉垣町地内	旭が丘小学校
112	県道 四日市楠鈴鹿線	0.4	白子三丁目交差点	白子小学校
113	市道 寺家磯山線 市道 寺家一丁目 498 号線	0.5	磯山四交差点	鼓ヶ浦小学校
114	県道 上野鈴鹿線 県道 鈴鹿環状線 市道 秋永中瀬古郡山線 市道 里中西高山線 市道 郡山 367 線	5.8	稲生四丁目交差点	郡山小学校
115	県道 鈴鹿環状線 市道 栄天名線	2.9	磯山四交差点	栄小学校
116	市道 稲生三丁目 331 号線	0.2	塩屋口交差点	稲生小学校
117	県道 三行庄野線 県道 鈴鹿環状線 県道 鈴鹿芸濃線 市道 三宅 181 号線	3.4	御菌町東交差点	合川小学校
118	市道 御菌 162 号線	0.1	御菌町地内	天名小学校
119	県道 亀山鈴鹿線	3.7	住吉三丁目 3 交差点	鈴鹿回生病院
120	市道 国府 182 号線 市道 国府 509 号線 市道 関亀山鈴鹿線 市道 長法寺西ノ城戸	1.6	三宅神社南交差点	国府配水池

番号	路線名	路線 延長 (km)	区間	
			起点	終点(經由地)
121	市道 国府 130 号線 県道 鈴鹿環状線 市道 国府 85 号線	0.4	国府町地内	国府小学校
122	県道 鈴鹿環状線 市道 和泉 69 号線 市道 和泉 34 号線	2.5	汲川原橋南詰交差点	井田川小学校
123	市道 平野 8 号線	0.2	平野町地内	平野送水場
124	市道 庄野東三丁目 33 号線 市道 庄野東二丁目 76 号線	0.5	庄野東一丁目交差点	庄野小学校
125	市道 甲斐道伯線 市道 甲斐 31 号線	0.8	算所三丁目 1 交差点	牧田小学校
126	市道 算所三丁目 190 号線 市道 算所五丁目 288 号線	0.5	算所郵便局前	清和小学校
127	市道 甲斐道伯線 市道 道伯三丁目 269 号線 市道 住吉一丁目 266 号線 市道 大池二丁目 212 号線	2.2	算所三丁目 1 交差点	明生小学校
128	市道 西条道伯線	0.4	道伯 5 交差点	飯野小学校
129	県道 鈴鹿宮妻峡線 市道 花川西能褒野線 市道 山本 148 号線 市道 山本中辻 1 号線 市道 山本 56 号線	10.2	石薬師町交差点	椿小学校 (鈴西小学校)
130	市道 石薬師 68 号線	0.1	石薬師小学校南交差点	石薬師小学校
131	県道 辺法寺加佐登停車場線 市道 高塚 28 号線	1.3	津賀町西交差点	加佐登小学校
132	市道 花川東庄内線 県道 西庄内高塚線 市道 東庄内 77 号線 市道 東庄内 66 号線	4.7	伊船町東交差点	庄内小学校
133	市道 長澤 95 号線 市道 伊船 112 号線	0.7	長澤町東交差点	深伊沢小学校
134	市道 山本 56 号線 市道 大久保 169 号線 市道 大久保 75 号線	2.2	椿小学校前交差点	大久保第 1 配水池
135	市道 国府 555 号線	0.1	平田野中学校前交差点	平田野中学校
136	県道 亀山鈴鹿線	0.9	白子町交差点	白子中学校
137	県道 四日市鈴鹿環状線 市道 十宮 351 号線	0.4	河曲小学校西方交差点	神戸中学校
138	市道 東玉垣 585 号線 市道 東玉垣 167 号線	0.3	東玉垣町地内	千代崎中学校
139	市道 栄天名線 市道 秋永郡山線	0.7	栄小学校西方交差点	天栄中学校
140	市道 長澤 84 号線 市道 長澤 78 号線	0.3	長澤町地内	鈴峰中学校
141	市道 江島台二丁目 307 号線	0.1	江島台二丁目地内	AGF 鈴鹿体育館

番号	路線名	路線 延長 (km)	区間	
			起点	終点(経由地)
142	市道 江島台二丁目 307 号線 市道 江島台二丁目 553 号線	0.3	AGF 鈴鹿体育館	市立武道館
143	市道 西条道伯線	0.3	飯野小学校	創徳中学校
144	県道 四日市楠鈴鹿線 市道 下箕田四丁目 219 号線	1.1	長太旭町四丁目交差点	大木中学校
145	市道 寺家五丁目 660 号線 市道 栗真後川線 市道 白子二丁目 418 号線	0.7	寺家五交差点	鼓ヶ浦中学校
146	市道 加佐登一丁目 318 号線 市道 加佐登一丁目 205 号線 市道 加佐登三丁目 201 号線 市道 加佐登二丁目 204 号線	1.0	加佐登町交差点	白鳥中学校
147	市道 庄野 37 号線 市道 弓削 2 号線 市道 平田本町一丁目 356 号線 市道 平田本町一丁目 9 号線	0.9	庄野町地内	平田送水場
148	市道 国府 526 号線	0.8	石丸南交差点	国府第2配水地
149	市道 大久保 6 号線 市道 大久保 7 号線 市道 大久保 162 号線	1.4	大久保町地内	大久保第2配水池
150	市道 椿一宮 128 号線 市道 山本 156 号線	0.3	椿一宮町地内	椿一宮配水池

災害ネットワーク道路：第1次、第2次、第3次緊急輸送道路と「鈴鹿市地域防災計画」に定められた基幹収容避難所、災害時給水拠点（緊急取水拠点施設）、物資拠点等をつなぐ避難・緊急輸送上重要な道路

緊急輸送道路・災害ネットワーク道路 路線図



凡例		
	名称	番号
	第1次緊急輸送道路	1～8
	第2次緊急輸送道路	9～13
	第3次緊急輸送道路	14～19
	災害ネットワーク道路	100～150
●	防災拠点	

【資料3】

戦後に発生した大規模地震と耐震基準の改正の経緯

発生 年月日	名称	マグニ チュード	震度	被害(人・棟)
S21.12.21	南海地震	8.0	5	死者1,330, 家屋全壊11,591, 半壊23,487, 流失1,451, 焼失2,598
S23.6.28	福井地震	7.1	6	死者3,769, 家屋全壊36,184, 半壊11,816, 焼失3,851
S25.11.23	建築基準法の制定			
S27.3.4	十勝沖地震	8.2	5	死者・行方不明33, 家屋全壊815, 半壊1,324, 流失91
S37.4.30	宮城県北部地震	6.5	4	死者3, 住家全壊340, 半壊1,114
S39.6.16	新潟地震	7.5	5	死者26, 住家全壊1,960, 半壊6,640, 浸水15,298
S43.5.16	十勝沖地震	7.9	5	死者52, 建物全壊673, 半壊3,004
S46.6.17	建築基準法施行令改正 : 鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強強化, 一体の鉄筋コンクリート基礎等			
S49.5.9	伊豆半島沖地震	6.9	5	死者30, 家屋全壊134, 半壊240, 焼失5
S53.1.14	伊豆大島近海地震	7.0	5	死者25, 家屋全壊96, 半壊616
S53.6.12	宮城県沖地震	7.4	5	死者28, 住家全壊1,183, 半壊5,574
S56.6.1	建築基準法施行令改正(新耐震基準) : 木造の基礎の緊結, 壁量計算の見直し, 構造計算へのじん性の導入等			
S58.5.26	日本海中部地震	7.7	5	死者104, 建物全壊934, 半壊2,115, 流失52, 一部損壊3,258
S59.9.14	長野県西部地震	6.8	4	死者29, 建物全壊・流失14, 半壊73, 一部損壊565
S62.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	5	死者2, 建物全壊10, 一部破損60,000余
H5.1.15	釧路沖地震	7.8	6	死者2, 住家全壊12, 半壊73, 一部破損3,389
H5.7.12	北海道南西沖地震	7.8	6	死者・行方不明者230, 住家全壊601, 半壊408, 一部破損5,490, 浸水455, 建物火災192
H6.10.4	北海道東方沖地震	8.1	6	住家全壊61, 半壊348, 一部破損7,095, 浸水184
H6.12.28	三陸はるか沖地震	7.5	6	死者3, 住家全壊72, 半壊429, 一部破損9,021
H7.1.17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	7	死者・行方不明者6,437, 住家全壊104,906, 半壊144,274, 一部破損263,702, 全焼6,982, 半焼89
H7.12.25	建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定 : 特定建築物所有者への耐震診断・耐震改修の努力義務, 耐震改修計画の認定による建築基準法の特例, 耐震診断・耐震改修技術指針の国による提示等			
H12.6.1	建築基準法・建築基準法施行令改正……構造計算法として, 限界耐力計算法の導入等			
H12.10.6	鳥取県西部地震	7.3	6強	住家全壊431, 半壊3,068, 一部破損17,296
H13.3.24	芸予地震	6.7	5強	死者2, 住家全壊69, 半壊558, 一部破損41,392
H15.5.26	宮城県沖の地震	7.0	6弱	住家全壊2, 半壊21, 一部破損2,404
H15.7.26	宮城県北部の地震	6.2	6強	住家全壊1,247, 半壊3,698, 一部破損10,975
H15.9.26	十勝沖地震	8.0	6弱	住家全壊104, 半壊345, 一部破損1,560
H16.10.23	新潟県中越地震	6.8	7	死者51, 住家全壊3,185, 半壊13,715, 一部破損104,560, 建物火災9
H17.3.20	福岡県西方沖地震	7	6強	死者1, 住家全壊133, 半壊244, 一部破損8,620
H17.7.23	千葉県北西部地震	6	5強	エレベーター閉じ込め78
H17.8.16	宮城県沖の地震	7.2	6弱	全壊1
H18.1.26	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正 : 計画的な耐震化の推進, 建築物に対する指導等の強化, 支援措置の拡充等			
H19.3.25	能登半島地震	6.9	5弱	死者1, 住家全壊686, 半壊1,740
H19.7.16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	死者15, 住家全壊1,331, 半壊5,710, 一部損壊37,633
H20.6.14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	死者17, 行方不明6, 住家全壊30, 半壊146
H20.7.24	岩手県沿岸北部の地震	6.8	6弱	死者1, 住家全壊1, 半壊146
H21.8.11	駿河湾の地震	6.5	6弱	死者1, 住家半壊6, 一部損壊8,672
H23.3.11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	7	死者19,074, 行方不明2,633, 住家全壊127,361, 半壊273,268, 一部損壊762,277
H23.3.12	長野県・新潟県県境の地震	6.7	6強	死者3, 住家全壊73, 半壊427
H23.3.15	静岡県東部の地震	6.7	6強	住家半壊103, 一部損壊984
H23.6.30	長野県中部の地震	5.4	5強	死者1, 半壊24, 一部損壊6,117
H24.3.14	千葉県東方沖の地震	6.1	5強	死者1, 一部損壊3
H24.12.7	三陸沖の地震	7.3	5弱	死者1, 一部損壊1
H25.4.13	淡路島付近の地震	6.3	6弱	住家全壊8, 半壊101, 一部損壊8,305
H25.11.25	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正 : 一定規模の建築物の耐震診断結果報告の義務化, 認定制度の拡大			
H28.4.14	熊本地震	6.5	7	死者273, 負傷者2,809, 住家全壊8,667, 住家半壊34,719, 住家一部破損162,500
H28.4.16		7.3	7	
H28.10.21	鳥取県中部の地震	6.6	6弱	負傷者32, 住家全壊18, 住家半壊312, 住家一部破損15,095
H30.4.9	鳥根県西部の地震	6.1	5強	負傷者9, 住家全壊16, 住家半壊58, 住家一部破損556
H30.6.18	大阪府北部の地震	6.1	6弱	死者6, 負傷者462, 住家全壊21, 住家半壊483, 住家一部破損61,266
H30.9.6	北海道胆振東部地震	6.7	7	死者43, 負傷者782, 住家全壊469, 住家半壊1,660棟, 住家一部破損13,849
H31.1.1	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正 : 通行障害建築物への組積造の塀の追加			
R1.6.18	山形県沖の地震	6.7	6強	負傷者43, 住家半壊35, 住家一部破損1619

【資料4】

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

〔平成七年十月二十七日法律第百二十三号〕

発令 　　：平成7年10月27日法律第123号

最終改正：平成30年6月27日号外法律第67号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条—第六条）
 - 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条—第十六条）
 - 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条—第二十一条）
 - 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条—第二十四条）
 - 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条—第二十七条）
 - 第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条—第三十一条）
 - 第八章 耐震改修支援センター（第三十二条—第四十二条）
 - 第九章 罰則（第四十三条—第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合

し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

- 第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計

画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な

理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勸案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をい

う。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲

げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(第二十二条から第四十六条 省略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成七年一二月政令四二八号により、平成七・一二・二五から施行]

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処

する。

- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(以下省略)

【資料5】

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

〔平成七年十二月二十二日号外政令第四百二十九号〕

発令 　　：平成7年12月22日号外政令第429号

最終改正：平成30年11月30日号外政令第323号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿

- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧

の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭(せん)又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者

に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

（以下省略）

【資料6】

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

〔平成十八年一月二十五日号外国土交通省告示第百八十四号〕

発令 　　：平成 18 年 1 月 25 日号外国土交通省告示第 184 号

最終改正：平成 30 年 12 月 21 日号外国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第十二条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を

評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等

を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策等の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成二十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千二百万戸のうち、約九百万戸（約十八パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十二パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百万戸から十年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは十年間で約五十五万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第十四条第一号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約四十二万棟のうち、約六万棟（約十五パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十五パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を中途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成二十五年から平成三十二年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約百三十万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体においてできる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供

等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における

災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則とし

て都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な

限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合には、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則〔平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号〕

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成二五年五月法律第二〇号〕の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則〔平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号〕

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令〔平成三〇年一月政令第三二三号〕の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

(以下省略)